

義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

憲法及び教育基本法で規定されている教育の機会均等と義務教育無償の原則を実現することは、国の重要な責務である。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられている。これは、義務教育の実施主体でもある地方を国が支える制度であるが、近年、その国の負担割合が3分の1に縮小されたほか、地方交付税も削減されるなど、厳しい地方財政状況の中で、教育条件の地域間格差が広がりつつある。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進むとともに、国庫補助負担金の廃止に伴い、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされたことで、財政の悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされているのが現状である。

よって、国会及び政府においては、ゆとりある教育環境を実現し、教育予算を拡充するための施策を下記のとおり行うよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2 義務教育無償を実現するため、保護者負担をなくすよう教育予算を拡充すること。
- 3 30人以下学級及びゆとりある教職員配置を実現すること。
- 4 学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年（2007年）6月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

（提出者）全議員